

川口市自殺対策推進計画の策定について

1 計画策定の背景について

○平成28年の自殺対策基本法の一部改正により地方公共団体が地域自殺対策計画を策定することが義務付けられた。

参考) 自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画 (次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画 (次条において「市町村自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

○自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との連携により「生きるための包括的な支援」として実施されること。

○計画策定により、地域の実情を勘案した自殺対策の策定・実施を更に推進することにより自殺対策の実行性を一層高めていく

2 策定スケジュール

○自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画を勘案し、平成30年度に新たに川口市自殺対策推進計画を策定する。

○計画については川口市地域保健審議会(部会)の中で策定予定。

○横断的な自殺対策を推進している自殺対策庁内連携会議を活用し、全庁的な取組みとして計画を策定する。

【策定スケジュール】

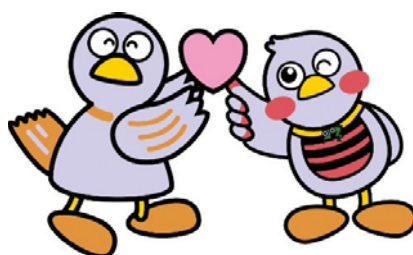
時期	市	検討内容	部会	市民
4月				
5月			部会 (第1回)	
6月				
7月	市民意識調査の実施			
	庁内会議			
8月		市民意識調査結果の分析		
		市民意識調査結果に対する意見聴取	部会 (第2回)	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺の現状と課題 ● 基本施策の設定 ● 重点施策の設定 ● 推進体制 		
10月			部会 (第3回)	
11月	計画素案の完成			
12月	パブリックコメントの実施			
1月		必要に応じて計画案の修正		
	庁内会議			
2月		計画に対する答申		
3月	「川口市自殺対策推進計画」作業終了			
4月	計画の公表			

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

埼玉県 自殺対策計画

平成30年度～平成32年度
(2018～2020年度)

気づいてください 体と心の 限界サイン



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

平成30年3月

彩の国  埼玉県

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
第2章 埼玉県における自殺の現状と課題	3
1 統計データから見る埼玉県の自殺の現状	3
(1) 自殺者数の推移	3
(2) 性別による自殺者数の推移	3
(3) 自殺者数の長期的推移	4
(4) 自殺者数と交通事故死者数との比較	5
(5) 自殺死亡率の推移	5
(6) 年齢階級別（10歳階級）の自殺者数の推移	6
(7) 平成28年の年齢階級別・男女・原因別の自殺者数	7
(8) 年齢層別の自殺者数・自殺死亡率の推移	7
(9) 平成28年における死因順位別にみた年齢階級別の死亡数	8
(10) 職業別の自殺者数の推移	9
(11) 職業別の自殺者数の構成割合	9
(12) 原因・動機別の自殺者数の推移	10
(13) 平成28年の自殺の原因・動機別の内訳	10
(14) 月別自殺者数の推移	11
(15) 都道府県別の自殺者数	11
(16) 都道府県別の自殺死亡率	12
(17) 同居人の状況別自殺者数及び自殺死亡率	12
(18) 自殺未遂の状況	13
(19) 自殺死亡率の地域差	14
(20) 国際的に見た自殺の状況	15
2 意識調査の結果	16
(1) 調査の概要	16
(2) アンケートの結果	16
(3) まとめ	20
3 課題	21
第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考え方	23
1 共通認識	23
2 取組主体ごとの役割	23
3 基本的な考え方	25
4 基本理念等	27
第4章 自殺対策推進のための具体的な取組	28
I 施策体系	28
II 重点施策ごとの主な取組	28
1 相談支援体制を整備充実する	28
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	28
(2) 民間団体の人材育成に対する支援	29
(3) 民間団体の相談事業に対する支援	30
(4) 多重債務の相談窓口の充実	30
(5) 失業者等に対する相談窓口の充実等	30

2	自殺ハイリスク者への支援を推進する	31
(1)	依存症対策との連携	31
(2)	医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化	32
(3)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	32
3	子供・若者の自殺対策を推進する	33
(1)	児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	33
(2)	いじめを苦にした子供の自殺の予防	34
(3)	大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	34
(4)	教職員に対する普及啓発等	35
(5)	学校における心の健康づくり推進体制の整備	35
Ⅲ	基本施策ごとの主な取組	36
1	県民一人ひとりの気づきと見守りを促す	36
(1)	自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	36
(2)	自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	37
(3)	うつ病や依存症等についての普及啓発の推進	37
2	自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する	38
(1)	市町村自殺対策計画の策定等の支援	38
(2)	自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	38
3	自殺対策に係る人材の確保、育成及び資質の向上を図る	39
(1)	地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	39
(2)	介護支援専門員等に対する研修	40
(3)	民生委員・児童委員等への研修	40
(4)	社会的要因に関する相談員の資質の向上	40
(5)	遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	40
(6)	様々な分野でのゲートキーパー等の育成	41
(7)	自殺対策従事者への心のケアの推進	41
4	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	41
(1)	地域における心の健康づくり推進体制の整備	42
(2)	大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	42
5	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	43
(1)	子供に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	43
(2)	うつ病や依存症以外の精神疾患患者等への支援の推進	43
(3)	慢性疾患患者等に対する支援	43
6	社会全体の自殺リスクを低下させる	44
(1)	危険な場所対策の推進	44
(2)	インターネット上の自殺関連情報対策の推進	44
(3)	介護者への支援の充実	44
(4)	ひきこもりへの支援の充実	45
(5)	児童虐待の被害者等への支援の充実	45
(6)	生活困窮者への支援の充実	46
(7)	ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	46
(8)	妊産婦への支援の充実	46
(9)	性的マイノリティへの支援の充実	47
(10)	自殺対策に資する居場所づくりの推進	47
7	遺された人への支援を充実する	47
(1)	遺族の自助グループ等の運営支援	47
(2)	遺族等の支援ニーズに対する情報提供の推進等	48
8	民間団体との連携を強化する	48
(1)	地域における連携体制の確立	48
(2)	民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	48

第5章 計画の達成指標	50
第6章 計画の推進体制	50
1 推進体制	50
2 計画の進行管理	51
3 計画の見直し	51
4 自殺対策関係課所等一覧	52
【資料編】	55
自殺対策をめぐる主な動き	55
自殺対策基本法（平成18年法律第85号）最終改正：平成28年法律第11号	56
自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）	59